

立教大学学術推進特別重点資金（立教 S F R）
大学院生研究
2005年度研究成果報告書

研究科名	立教大学大学院 コミュニティ福祉学	研究科 社会福祉学	専攻
指導教員	所属・職名	氏名	
	コミュニティ福祉学部助教授	湯澤 直美	印
自然・人文の別	自然 ・ <input type="checkbox"/> 人文	個人・共同の別	<input type="checkbox"/> 個人 ・ 共同 1名
研究課題名	婦人保護事業における「要保護性」の再検討～買売春による被害者支援の再構築		
研究代表者	在籍研究科・専攻・学年	氏名	
	コミュニティ福祉学研究科社会福祉学専攻博士前期課程2年	相楽 友	印
研究組織	在籍研究科・専攻・学年	氏名	
	コミュニティ福祉学研究科社会福祉学専攻博士前期課程2年	相楽 友	
研究期間	2005	年度	
研究経費	170	千円	

研究の概要 (200～300字で記入、図・グラフ等は使用しないこと。)

本研究では、売春防止法に基づく婦人保護事業において、買売春を犯した犯罪者という意味合いを持つ「要保護女子」という用語で規定されている婦人保護事業対象者の生活史と支援の実際についてヒアリングを行い、買売春の中に潜在する暴力被害の構造を分析した。あわせて全国自治体の婦人相談所発行「事業概要」から2003年度の婦人保護事業に関する統計の比較・分析を行い、今日の婦人保護事業の動向を把握した。

その結果より、女性のみ刑法処罰を課す売春防止法の規定や、「要保護女子」という規定を継続させることの問題性を指摘し、その再検討の方向を支援体系、政策・施設体系、政策理念体系の3点から論じた。

キーワード (研究内容をよく表しているものを3項目以内で記入。)

[婦人保護事業] [要保護女子] [買売春経験]

研究成果の概要 (図・グラフ等は使用しないこと。)1. 研究の目的

- (1) 売春防止法に基づく婦人保護事業において「要保護女子」と規定されている買売春に関わった女性の生活問題の実証を通して、買売春の中に潜在する暴力被害の構造を見出し、女性たちの人権回復のための支援のあり方をさぐる。
- (2) その作業を通して女性のみならず刑法処罰を課す売春防止法の規定や、買売春を犯した犯罪者という意味合いをもつ「要保護女子」という規定の妥当性を再検討していく。

2. 調査方法

- (1) 文献調査—戦後の買売春対策・「要保護女子」の実態研究の動向把握
- (2) 統計資料収集—現在の婦人保護事業の動向把握
全国自治体の婦人相談所発行「事業概要」収集 47 都道府県中 27 件 (57.4%) 回収
- (3) ヒアリング調査—婦人保護施設利用者の生活史調査
複数の婦人保護施設支援者に対して、施設で支援が行われた女性の生活史と支援の実際について分析。今回は 5 事例を対象にした。

3. 調査結果と考察

(1) 文献調査の結果

婦人保護事業の対象者について把握されてきた特徴として、以下の 3 点を把握した。

- ① 多くのケースに経済的不安定・早期自立による生活困難がみられることから、貧困・低所得層という階層性を帯びた女性の支援ニーズがあること
- ② 何らかのハンディキャップをもつ女性が買売春産業で搾取されている傾向が考えられること
- ② 多くの先行研究に買売春問題の所在を女性本人の「性行」の問題に還元する記述があること

(2) 統計資料収集、分析の結果

- ① 買売春問題を主訴とした相談は全体の 1 % 程度だが、買売春経験をもつ女性が主訴の 2 ~ 3 倍存在する。つまり女性のさまざまな生活破綻の背景に買売春が関係している可能性が考えられた。
- ② ドメスティックバイオレンスへの対応が主訴の半数以上をしめ、その対応に忙殺されていく中で婦人保護施設が廃止されたり、買売春への対応がみられない自治体もあり買売春問題への取組み自体が消えていく傾向が危惧された。

(3) ヒアリング調査の結果

文献調査の結果をふまえ、知的ハンディキャップをもつ女性の買売春経験に焦点をあててヒアリングを行った。分析視点として、

- ① 買売春に至るまでにどのような生活上の困難に直面しているのか
- ② 買売春によってどのような生活困難、暴力被害、人権侵害がもたらされたのか
- ③ 対象女性は買売春に至る生活の中で何を奪われてきたのか
- ④ 施設ではどのような支援が提供されたのか

の 4 点を設定し、女性たちの貧困・低所得問題に「暴力」はどのように作用しているのかという点に注目した。

結果、女性が買売春を生活資源とすることの困難として以下の 7 点が見出された。

研究成果の概要 つづき

- ①女性であるがゆえのホームレス生活の困難
 - ②行動を共にするパートナー・搾取者からの身体的・心理的暴力
 - ③収入搾取の危険
 - ④人間関係からの孤立
 - ⑤「買売春」という労働そのものから受ける精神的不安
 - ⑥自尊感情の剥奪
 - ⑦妊娠・出産のリスク
- である。

それらの生活困難を経験した女性たちの支援ニーズとして以下4点を指摘した。

- ① 暴力や支配を受けずに安心して生きていける空間の確保
- ② 一個人の人間として扱われる人間関係の保障
- ③ セクシュアリティの侵害による心的外傷や自尊心の低下からの回復
- ④買売春を生活資源にせず生活していける環境の確保

今回、知的ハンディキャップと買売春経験の関係性とその構造については、以下3点の仮説を提出した。

- ①知的ハンディキャップの程度が重い女性に対するほど、性的暴力によるセクシュアリティの侵害のみが行使されている傾向があるのではないか
- ② 「知的障害者施策の対象にならない知的障害者」というべき対象者が買売春に巻き込まれているのではないだろうか
- ③ 買売春経験をもつことで福祉支援の選択肢が狭まる傾向があるのではないか

これらの結果をふまえて、「要保護女子」規定の再検討を以下の3点から試みた。

(1) 支援体系の再検討

- ①心理的抑圧や精神的負担、自尊心の回復が必要な対象であることを重視する
- ②女性のセクシュアリティにかかわる支援を充実させる

(2) 政策・施設体系の再検討

- ①買売春に関わる女性の困難を「暴力被害」と把握し、長期支援が必要な対象として把握する必要性がある
- ②女性のライフステージを支援していくための施策の見なおしをはかる

(3) 政策理念の再検討

- ①売春防止法での支援基準を早急に見なおす
- ②売春防止法という刑法での対応ではなく、「女性に対する暴力」に対する支援という政策理念に転換する

4. 今後の研究上の課題

今後の課題として以下の2点が挙げられる。

(1) 「貧困による疎外」と「女性に対する暴力」の関係考察

- ①階層性をともなった女性の暴力被害の構造解明

出身家庭の不安定・低学歴・早期の自立による生活基盤の弱さによる貧困層への固定化の様相、買売春へ巻き込まれていく経済構造への言及が今後必要である。

(2) 知的ハンディキャップをもつ女性の生活困難の解明

- ① 社会的差別に起因する知的ハンディキャップを有する女性に対する暴力
社会的不利をもたらされた女性がさらに「社会的排除」を受けている様相の解明が急務である。
- ②知的ハンディボーダーライン層の女性の生活困難
施設ケアの対象ではないが、地域生活も困難な女性たちについて、「知的ハンディ+生活困難・低所得層+女性」という枠組みでの問題理解が必要である

※ この(様式2)に記入の成果の公表を見合わせる必要がある場合は、その理由及び差し控え期間等を記入した調書(A4縦型横書き1枚・自由様式)を添付すること。